

札幌夜景キャンペーン運営等業務公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

札幌市国内観光プロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施主体となるが、札幌夜景観光推進協議会（以下「夜景協議会」という。）と共同で事業を実施する。

※1：札幌市国内観光プロモーション実行委員会

札幌市、札幌観光協会、札幌商工会議所等が共同で主催し民間の観光関連事業者との協働により、札幌の観光振興を目的として、国内観光客誘致に関する事業を行うための団体。

※2：札幌夜景観光推進協議会（別添 会員名簿参照）

札幌市、観光協会、展望施設運営者、ホテルなど19団体からなる、札幌の夜景振興を目的として、各種事業を行う団体。

2 業務名

札幌夜景キャンペーン運営等業務

3 業務目的

「日本新三大夜景都市」として認定されている札幌の夜景の魅力発信、夜景観光を軸とした夜間の周遊促進及び夜景観光資源を充実させることを目的とした札幌夜景キャンペーンを実施（**キャンペーン期間：平成30年10月～平成31年1月**）し、キャンペーンの企画運営及びキャンペーンの効果を高めるため、交通事業者（日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社 AIRDO、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社）や旅行会社等と連携した話題性やインパクトのあるプロモーションを行い、観光閑散期（10月～1月）における道外観光客の集客と周遊の促進を図る。

なお、本業務においては、次に示す札幌の夜景の特徴を踏まえた様々な企画を展開する。

「夜景文化発祥の地」札幌夜景の魅力

① 標高の異なる視点場の豊富さ

藻岩山の531m から観覧車ノリアの78m まで様々な表情の夜景が楽しめる。

② 歴史ある大型夜景イベントの存在

「さっぽろホワイトイルミネーション（昭和56年開始）」は日本のイルミネーションの発祥。また、「さっぽろ雪まつり（昭和25年開始）」は雪と光の演出の発祥とされ、さらに、平成25年には、世界初の雪像へのプロジェクションマッピングという独自の磨き上げを行ってきた。

③ 眺望鑑賞の北海道発祥

昭和32年さっぽろテレビ塔開業、昭和33年もいわ山ロープウェイ開業と北海道内では、いち早く眺望施設が開業している。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成31年3月15日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は28,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※予算に係る留意点

本プロポーザルは、平成30年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものであり、このため平成30年度予算が成立した場合には、本プロポーザルにより選定した事業者と平成30年度に契約を行うこととする。ただし、状況によって予算規模の変更が生じた場合は、契約額の変更、契約時期の遅延、契約の取り止めになる可能性もあるため、十分留意したうえで応募すること。

6 業務の内容

(1) 対象

道外のエンドユーザー（一般消費者）

(2) 実施期間

業務委託期間中、平成31年1月末日までに実施することを基本とする。

(3) 札幌夜景キャンペーンの企画運営

ア 道外観光客の集客につながる仕組みの構築

交通事業者や旅行会社及び札幌市内の観光関連事業者（観光施設、商業施設、飲食店、宿泊施設等）と積極的にタイアップし、キャンペーン期間中の旅行商品造成

促進、キャンペーン参加者へのノベルティや特典提供など、キャンペーンを盛り上げ参加しやすい仕組みを構築すること。

イ 道外プロモーション

札幌夜景キャンペーンの周知や札幌への来訪を促すため、次の項目を踏まえて話題性やインパクトのあるプロモーションを実施すること。

(ア) メディア等の活用

テレビ、雑誌、WEB サイト、道外イベント等をミックスさせ話題性がありパブリシティ効果の高いプロモーションを実施すること。

(イ) 交通事業者との連携

WEB サイト、SNS、機内誌等を活用した情報発信や、各交通事業者が個別に実施するプロモーションとタイアップするなど効果的なものを実施すること。

(ウ) 旅行会社との連携

札幌夜景に関する旅行商品造成やWEB サイトでの情報発信など、集客につながるような施策を展開すること。

ウ 着地（札幌市内）におけるプロモーション

キャンペーン期間中に札幌を訪れた旅行者が、キャンペーンを知り、それに関連する情報が入手できるよう、キャンペーンフライヤーやポスターを企画制作するとともに、効果的な手法により札幌市内でのキャンペーンムードの醸成を図ること。

エ 夜景協議会の実施事業に係るプロモーション

夜景協議会が別途実施する予定の次の事業についても、キャンペーンの一部として取り扱いプロモーション内容に含めること。

- ① 夜景サミット開催
- ② さっぽろ夜景周遊バス
- ③ 札幌夜景写真コンテスト
- ④ 札幌夜景カード
- ⑤ この他、夜景協議会が実施する事業

オ その他プロモーション

上記以外にも、夜景協議会が運営している WEB サイト「札幌夜景観光ガイド (<https://www.sapporo-yakei.jp/>)」を活用すること。

(4) 関係各所との調整業務

当該業務については、関係する事業者が多数いるため定期的な進捗確認や打合せを

開催するほか、上記(3)エ オについてはそれぞれの運営事業者との調整を行い効率的な業務を行うこと。

(5) 民間事業者からの協賛金の活用

業務の実施にあたり、自らの責任において、事業に賛同する民間事業者から協賛金等を募り、事業を拡大することができるものとする。

(6) 実施結果の報告

月に1回程度の分析と進捗報告に加え、3月の指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やキャンペーン参加者、その他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

次の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、他都市事例や類似事例による事業効果、国内旅行動向及び札幌旅行需要を踏まえた上での統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 札幌夜景の魅力を訴求させるターゲット

ア 札幌夜景の魅力を道外のどのような層に対し発信していくか、交通事業者や旅行会社と連携した情報発信ということを踏まえ、主たるターゲットを示すとともに、そのターゲットを特定した理由を示すこと。

イ 特に、特別な目的を持った旅行者層をターゲットとする場合は、その根拠を明示すること。

(2) ターゲットに発信する主な札幌夜景の魅力

ターゲットに対し、どのように札幌の夜景の魅力を発信するか、夜景以外の観光素材を夜景と連動させてどのように発信するか、その魅力が当該ターゲットに訴求すると見込む理由と併せて示すこと。

(3) キャンペーンの実施

ア 交通事業者や旅行会社及び札幌市内の観光関連事業者（観光施設、商業施設、飲食店、宿泊施設等）と積極的にタイアップし、キャンペーンを盛り上げ実際の集客につながる仕組みを提案すること。

イ 道外向けに行う話題性の高いプロモーション内容について、キャンペーン期間を

踏まえ実施する期間と利用する媒体（雑誌、WEB、SNS 等）など、具体的な内容を示すとともに、それを選定した理由を示すこと。また、複数の媒体等を活用しキャンペーンを周知する場合は、活用する媒体を示すとともに期待される相乗効果（利点）について示すこと。

ウ 着地（札幌市内）におけるプロモーションについて、キャンペーンムードの醸成が図られるような具体的な内容・手法を提案すること。

エ 各媒体での情報発信について、デザイン、キャスティング、キャラクター、グラフィック等をできる限り明らかにすること。

(4) 効果測定

ア 当該キャンペーンの有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

エ 今年度の実施を起点に、次年度以降、継続的・発展的に広告・プロモーション等を行う提案がある場合は、その有効性と想定事業を示すとともに、次年度以降の実施スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行う

ことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 同一の公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	2月19日(月)
イ 参加申込書の提出期限	3月13日(火) 17時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	3月20日(火) 17時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	3月28日(水)※予定
オ 提案事業者への選定結果の通知	3月下旬
カ 契約締結	4月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、事務局（札幌市観光・MICE 推進課）へ持参により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4 縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD-R） 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポ
ーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、夜景協議会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

平成30年3月13日(火)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「札幌夜景キャンペーン運営等業務」質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、札幌市国内観光プロモーション企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる

る提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
訴求物等の妥当性 (7-1)(2) 関係)	ターゲットや訴求する札幌夜景等の観光素材がそれぞれ妥当であり、かつ、相互に効果的な関連性が認められるか。	10
手法・内容の評価 (7-3) 関係)	交通事業者、旅行会社及び札幌市内の観光関連事業者と積極的にタイアップし、かつ、相乗効果が見込めるものであるか。	10
	道外観光客の旅行行動や誘客につながる仕掛けなどの創意工夫があり、実際の集客につながるものであるか。	20
	プロモーションの内容や周知の方法など、ターゲットに適切にアプローチするものであるか。	20
	先駆性、話題性がありパブリシティ効果が高いものであるか。	20
効果・目標の妥当性 (7-4) 関係)	プロモーション効果の指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	10
体制・計画の適否 (7-5) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-6) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は業務ごとに実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

札幌市国内観光プロモーション実行委員会事務局 佐藤、飯田

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

(札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課内)

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

別添

札幌夜景観光推進協議会 会員名簿（平成30年2月1日時点）

一般社団法人札幌観光協会
一般社団法人すすきの観光協会
一般社団法人定山溪観光協会
株式会社札幌振興公社
株式会社さっぽろテレビ塔
札幌駅総合開発株式会社
石屋商事株式会社
nORBESA 運営事務所
センチュリーロイヤルホテル
ホテルオークラ札幌
一般社団法人日本ホテル協会北海道支部
JR タワーホテル日航札幌
札幌プリンスホテル
プレミアムホテル中島公園札幌
札幌全日空ホテル
東急ホテルズ
ホテルエミシア札幌
札幌パークホテル
京王プラザホテル札幌